

議案第39号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年9月13日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等の必要に応じて、代替保育（当該家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家庭的保育事業者等の必要に応じて、代替保育（当該家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との</u></p>

第8条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第25条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第8条から第15条まで 略

(食事の提供の特例)

第 16 条 略

2 略

(1)から(3)まで 略

第 17 条から第 23 条まで 略

(家庭的保育事業者の職員)

第 24 条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（大阪府の区域に係る国家戦略特別区域

第 16 条 略

2 略

(1)から(3)まで 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 23 条に規定する居宅その他の場所（第 24 条第 1 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第 4 項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第 17 条から第 23 条まで 略

(家庭的保育事業者の職員)

第 24 条 略

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（大阪府の区域に係る国家戦略特別区域

限定保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 4 第 5 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）及び（2） 略

3 及び 4 略

第 25 条から第 40 条まで 略

附 則

1 及び 2 略

（食事の提供に関する経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 15 条、第 23 条第 4 号、第 26 条第 1 号及び第 4 号（第 29 条及び第 40 条において準用する場合を含む。）並びに第 30 条第 1 号及び第 4 号の調理設備に係る部分、第 24 条第 1 項本文、第 27 条第 1 項本文、第 28 条第 1 項本文、第 31 条第 1 項本文、第 38 条第 1 項本文及び第 39 条第 1 項本文の調理員に係る部分並びに第 37 条第 1 号

限定保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 5 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）及び（2） 略

3 及び 4 略

第 25 条から第 40 条まで 略

附 則

1 及び 2 略

（食事の提供に関する経過措置）

3 この条例の施行の日の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、第 15 条、第 23 条第 4 号、第 26 条第 1 号及び第 4 号（第 29 条及び第 40 条において準用する場合を含む。）並びに第 30 条第 1 号及び第 4 号の調理設備に係る部分、第 24 条第 1 項本文、第 27 条第 1 項本文、第 28 条第 1 項本文、第 31 条第 1 項本文、第 38 条第 1 項本文及び第 39 条第 1 項本文の調理

及び第 5 号の調理室に係る部分の規定を適用しないことができる。

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略

員に係る部分並びに第 37 条第 1 号及び第 5 号の調理室に係る部分の規定を適用しないことができる。

4 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後に家庭的保育事業(第 23 条に規定する居宅その他の場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 15 条、第 23 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。)及び第 24 条第 1 項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第 3 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を第 9 条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第 11 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

- 5 略
- 6 略
- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略

12 略

13 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。